

別紙

受審申込締め切り後、事情により受審場所の変更をするまたは取り消し返金を希望するものは、下記全日本剣道連盟からの通知文書をよく読み、岩手県剣道連盟に申し出てください。

岩手県剣道連盟への申し出は、以下の期日とします。遅れないようにしてください。

愛知から東京もしくは東京から愛知に受審会場を変更する： 令和3年10月24日（日）まで

愛知県の受審を取り消し、返金を希望する： 令和3年10月30日（土）まで

東京都の受審を取り消し、返金を希望する： 令和3年11月6日（土）まで

令和3年9月7日

各都道府県剣道連盟 御中

公益財団法人 全日本剣道連盟

剣道七段・六段審査会申込み者の受審会場変更および
剣道八段・七段・六段、申込み締め切り後の取り消し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、本年11月の愛知県・東京都で実施いたします剣道七段・六段審査会を受審される方について、下記により受審場所の変更を認めます。

なお、剣道八段・七段・六段審査会申込み締め切り後の取り消し返金の申し出については下記の期日までといたします。

記

変更を認める者

- 1 令和3年11月実施の剣道七段・六段審査会（愛知県・東京都）に申込みをしている者。
- 2 都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、七段の変更通知を10月30日（土）、六段の変更通知を10月31日（日）までに全日本剣道連盟に提出した者。

返金受付期日

- 1 剣道七段・六段審査会（愛知県）申込み締め切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を11月6日（土）までに、全日本剣道連盟に提出した者。
- 2 剣道八段・七段・六段審査会（東京都）申込み締め切り後の返金の申し出受けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を11月13日（土）までに全日本剣道連盟に提出した者。

※ 通常返金の申し出受けは、2週間前としておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の関係上、1週間前までの受付とさせていただきますのでご留意願います。

以上